

埼玉県幸手市 水道料金 領収済通知書 (1686)

埼玉県幸手市 水道料金 納付書 (1686)

埼玉県幸手市 水道料金 納入通知書兼領収証書 (お客様保管)

上下水道料金がコンビニで支払えるようになります

▲新納付書様式 コンビニ対応バーコードがあります。

10月発送分の納付書(コンビニエンスストア対応のバーコードが印字されているもの:上図)から上下水道料金がコンビニエンスストアでも支払えるようになります。なお、発送済の旧様式の納付書については、従来と同じ金融機関、幸手市水道部および幸手市役所(埼玉りそな銀行幸手支店派出所)の窓口にて納付をお願いします。

▼主な取り扱い窓口

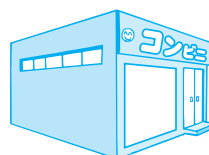
金融機関／武蔵野銀行、埼玉りそな銀行、りそな銀行、栃木銀行、埼玉みずほ農業協同組合、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局)

取り扱いコンビニエンスストア／セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、サンクス、セーブオン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、サークルK、生活彩家、エーエム・ピーエム、ココストア、セイコーマート、スーパー北海道、コミュニティ・ストア、くらしハウス、エブリワン、スリーエフ、ハセガワストア、MMK設置店、タイエー、スリーエイト

そのほか／幸手市水道部、幸手市役所(埼玉りそな銀行幸手支店派出所)

▼注意事項(つぎの場合はコンビニエンスストアでのお支払いはできません。)

- ①コンビニ対応バーコードが印字されていない場合
- ②バーコードが読み取れない場合
- ③金額が30万円を超える場合
- ④納期限が過ぎた場合



コンビニ対応
バーコードが
印字されている
納付書を持って
コンビニへ

問合せ 水道管理課 ☎ TEL (48) 0050 ・ FAX (48) 0120

消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、「消防組織法の一部を改正する法律」が平成18年6月14日に公布・施行されました。埼玉県では自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、平成24年度末までを計画期間とした「埼玉県消防広域化推進計画」を策定しました。(7消防本部体制)

幸手市は、消防広域化第7ブロック協議会を加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、宮代町、白岡町、杉戸町とともに設立し、消防の広域化(消



消防の広域化に向けて

防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るもの)に向け、協議を行っています。

この広域消防運営計画は、消防組織法により市町が消防の広域化を行うとするときは、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針を作成するもので、広域化の方式、消防本部の位置、名称、経費負担などの重要事項を定めるものです。

ホームページ

<http://www.kukichiku-119.jp/kouiki/>



なお、協議会は年5回、幹事会は年6回、専門部会は、必要に応じてその都度会議を開催しています。また、協議会のホームページを開設し、会議録なども掲載していますのでご覧ください。

問合せ 消防広域化第7ブロック協議会事務局(久喜地区消防組合消防本部内)
☎ (21) 0297

都市整備・駅周辺開発課

からのお知らせ

▼幸手駅西口土地区画整理事業の事業計画書(案)の縦覧

対象となる都市計画 幸手駅西口土地区画整理事業の事業計画書(案)
※埼玉県決定。



縦覧期間 10月26日(火)～

11月9日(火) 午前8時30

分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日を除く。

縦覧場所 埼玉県市街地整備課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市都市整備・駅周辺開発課

意見書の提出 利害関係者

で事業計画書(案)に意見のある人は、埼玉県知事あてに意見書を提出することができま。なお、意見書の記入用紙は縦覧場所にあります。

また、市ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.city.satte.lg.jp>)
提出方法 11月24日(水)ま

でに直接、または郵送(当日消印有効)で右記縦覧場所に提出してください。

問合せ 都市整備・駅周辺開発課 ☎(43)1111 内線564・FAX(43)7656

▼幸手都市計画道路変更(案)の縦覧

対象となる都市計画 幸手都市計画道路3・4・38号杉戸幸手栗橋線、3・4・39号西口停車場線の変更
※埼玉県決定。

縦覧期間 10月26日(火)～

11月9日(火) 午前8時30

分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日を除く。

縦覧場所 埼玉県都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、杉戸町都市施設整備課、幸手市都市整備・駅周辺開発課

意見書の提出 市内在住者

または利害関係人で変更(案)に意見のある人は、埼玉県知事あてに意見書を提出することができま。なお、意見書の記入用紙は縦覧場所にあります。

また、市ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.city.satte.lg.jp>)
提出方法 11月9日(火)ま

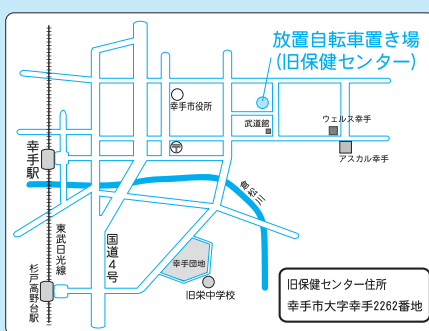
でに直接、または郵送(当日消印有効)で右記縦覧場所に提出してください。

問合せ 都市整備・駅周辺開発課 ☎(43)1111 内線562・FAX(43)7656



放置自転車の保管場所変更

昨年10月から、旧栄中学校を放置自転車の保管場所として利用していましたが、今月から旧保健センター(市立第1保育所となり)に変更になります。



自転車の盗難に注意

最近、市内では自転車の盗難が増加しています。つぎの点に注意して、盗難被害を防ぎましよう。

- ①鍵を2つ以上取り付ける
- ②持ち主がわかるよう氏名や連絡先を記入し、防犯登録をする
- ③短時間でもきちんと施錠する
- ④自転車置き場や駐輪場以外の場所に駐輪しない

なお、自転車の盗難被害にあったときは、必ず幸手警察署に通報してください。

問合せ・通報 幸手警察署 ☎(42)0110

▼自転車の返還方法
所定の日に手数料、印鑑、自転車などの鍵、身分証明書(運転免許証・学生証・保険証など)を持参して保管場所までお越しください。